

第 66 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時20分

開催場所

大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号
当社本社会議室

決議事項

<会社提案>

第1号議案から第6号議案まで

<株主提案>

第7号議案から第15号議案まで

目 次

第66期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（添付書類）	
事業報告	23
連結計算書類	36
計算書類	48
監査報告	57

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

当日のご出席に代えて、可能な限り書面（郵送）により
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時到着分まで

証券コード 4628
2022年6月8日

株 主 各 位

大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号
エスケー化研株式会社
代表取締役社長 藤 井 実 広

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご来場を見合わせていただくことをご検討いただきますようお願い申し上げます。なお、議決権は、事前に書面（郵送）により行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時20分）
2. 場 所 大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号 当社本社会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第6号議案まで）＞

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役10名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

＜株主提案（第7号議案から第15号議案まで）＞

- 第7号議案 定款一部変更の件(1)
- 第8号議案 株式分割の件
- 第9号議案 定款一部変更の件(2)
- 第10号議案 定款一部変更の件(3)
- 第11号議案 自己株式の消却の件
- 第12号議案 剰余金の処分の件
- 第13号議案 定款一部変更の件(4)
- 第14号議案 定款一部変更の件(5)
- 第15号議案 定款一部変更の件(6)

株主提案（第7号議案から第15号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（12頁から22頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sk-kaken.co.jp>）に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ＞

国内外で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大しております。

当社第66期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた当社の対応について慎重に検討いたしました結果、以下のとおりご案内させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ・感染拡大防止のため、**事前に書面（郵送）により議決権をご行使**いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクのご着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

2. 当社の対応について

- ・株主総会に出席する取締役、監査役及び運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様にマスクのご着用やアルコール消毒液のご使用、検温等のご協力をお願いする場合がございます。検温の結果、発熱のある方は、**入場をお断りさせていただく場合**がございますので、予めご了承ください。
- ・会場内では、間隔を空けてご着席をお願いします。そのため、ご用意できる席数が例年より減少いたしますので、入場制限を行わせていただく場合がございます。
- ・株主総会の議事は、**例年より時間を短縮して行う予定**です。**株主様からのご質問、ご発言を制限させていただきます場合**がございます。

以上、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sk-kaken.co.jp>）にてお知らせいたします。

＜議決権行使についてのご案内＞

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（1名の株主様からご提案された議案）の決議を行います。

第7号議案～第15号議案は1名の株主様からのご提案です。

取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は12頁以降をご参照ください。

議決権行使書の記入例をご案内します。

会社提案・当社取締役会の意見に ご賛同いただける場合

会社提案	第1号	第2号	第3号		第4号	第5号	第6号
	賛	賛	賛	但し	賛	賛	賛
	否	否	否	を除く	否	否	否

株主提案	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号
	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否

会社提案・当社取締役会の意見に 反対される場合

会社提案	第1号	第2号	第3号		第4号	第5号	第6号
	賛	賛	賛	但し	賛	賛	賛
	否	否	否	を除く	否	否	否

株主提案	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号
	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否

ご注意事項

各議案に対して賛否のご表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して内部留保の充実にも留意し、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金400円（普通配当100円、特別配当300円）

総額 1,078,523,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 8,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 8,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更し、それに伴い、現行定款第15条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は効力発生日後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
第15条～第46条 (条文省略)	第16条～第47条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条 定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2. 本条の規定は、効力発生日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	藤井 實 (1932年9月1日生)	1955年7月 四国化学研究所（現エスケー化研株式会社）創業 1958年4月 当社代表取締役社長 2017年4月 当社代表取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役 H.K. SHIKOKU CO., LTD. 取締役 PT SKK KAKEN INDONESIA 取締役	93,962株
2	藤井 実 広 (1966年9月13日生)	1994年5月 当社入社 1999年6月 当社取締役総合企画部長 2002年8月 当社取締役東京支社長兼総合企画部長 2003年4月 当社常務取締役東京支社長兼東日本営業統括 2004年4月 当社営業本部長 2007年4月 当社事業本部長 2017年4月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] SKK (S) PTE. LTD. 代表取締役 SKK (H'K) CO., LTD. 代表取締役 SK KAKEN (M) SDN. BHD. 代表取締役 SKK CHEMICAL (M) SDN. BHD. 代表取締役 SK COATINGS SDN. BHD. 代表取締役 H.K. SHIKOKU CO., LTD. 代表取締役 SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 取締役	93,835株
3	坂本 雅 英 (1951年12月14日生)	1977年4月 当社入社 1987年5月 当社名古屋工場長 1991年3月 当社取締役名古屋工場長 1995年10月 当社専務取締役技術・生産担当（現任） [重要な兼職の状況] SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 取締役 SIKOKUKAKEN (SHANGHAI) CO., LTD. 監査役	19,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	ふじ 井 くに ひろ 藤 井 訓 広 (1969年3月5日生)	1991年4月 当社入社 2003年4月 当社営業本部部長兼人事部長 2003年6月 当社取締役営業管理部長兼人事部長 2006年6月 当社取締役営業管理統括部長兼総務・人事部長 2021年4月 当社取締役総務部長兼人事部長(現任)	93,815株
5	ふく おか とおる 福 岡 透 (1958年9月4日生)	1982年4月 当社入社 1998年4月 当社名古屋支店長 2004年6月 当社取締役東京支社長(現任)	3,180株
6	い とう よし ゆき 伊 藤 義 之 (1954年4月27日生)	1979年4月 当社入社 2002年4月 当社資材業務部長 2005年4月 当社購買部長 2005年6月 当社取締役購買部長(現任)	3,600株
7	たけ うち まさ ひろ 竹 内 正 博 (1957年5月24日生)	1981年4月 当社入社 2006年4月 当社東京支社事務管理次長 2014年6月 当社経理部長代理 2017年4月 当社経理部長 2017年6月 当社取締役経理部長(現任)	1,200株
8	かた おか ひで と 片 岡 秀 人 (1954年9月7日生)	1978年4月 当社入社 2004年4月 当社名古屋支店長 2017年10月 当社事業本部長 2018年6月 当社取締役事業本部長(現任)	1,600株
※9	なが つか たか し 長 塚 孝 史 (1964年5月31日生)	1988年4月 当社入社 2010年4月 当社大利根工場長 2021年4月 当社生産本部部長(現任)	200株
※10	たけ はら みち ゆき 竹 原 道 幸 (1955年10月13日生)	1978年4月 摂津信用金庫(現北おおさか信用金庫)入庫 2015年4月 北おおさか信用金庫本店営業部長 2015年6月 同庫執行役員・本店営業部長 2016年6月 同庫理事・事務部長 2019年6月 同庫常務理事・事務部長 2021年6月 同庫常務理事(現任)	— 株

(注) 1. ※印は、新任の候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 竹原道幸氏は、2022年6月21日をもって北おおさか信用金庫の常務理事を退任する予定であります。

4. 竹原道幸氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 竹原道幸氏は、理事として経営に携わっており、高度な見識と金融分野での長年の豊富な知見を有することにより、客観的・中立的な立場で当社の経営に適切な助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 竹原道幸氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合等を除く）。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 古越浩二氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
お 尾 崎 賢 氏 (1956年1月15日生)	1979年4月 株式会社関西相互銀行（現株式会社関西みらい銀行）入行 2008年4月 株式会社関西アーバン銀行（現株式会社関西みらい銀行）執行役員 2011年4月 同行常務執行役員 2012年6月 同行取締役兼常務執行役員 2014年4月 同行取締役兼専務執行役員 2019年4月 株式会社関西みらい銀行専務執行役員 2020年4月 関西みらい保証株式会社・びわこ信用保証株式会社社外監査役	- 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 尾崎賢氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 尾崎賢氏は、取締役として経営に携わっており、監査役としての高度な見識と金融分野での豊富な見識及び長年の幅広い経験を有することにより、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
4. 尾崎賢氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合等を除く）。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

社外取締役長澤啓三氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議によることにご一願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針は、事業報告30頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
なが さわ けい ぞう 長 澤 啓 三	2008年6月 当社社外監査役 2011年6月 当社常勤社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（現任）

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

社外監査役古越浩二氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に基づき、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ふる こし こう じ 古 越 浩 二	2016年6月 当社社外監査役（現任）

<株主提案（第7号議案から第15号議案まで）>

第7号議案から第15号議案までは、1名の株主様からのご提案によるものであります。
なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

第7号議案 定款一部変更の件(1)

①議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（決議事項）

第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、株式分割に関する事項について決議することができる。

②提案の理由

当社株式の最低売買金額は3,700千円（2022年4月5日終値参照）と極めて高いため、株式流動性が極めて低く、投資家の投資意欲を失わせる要因となっている。また、当社の株主数は327名（2021年3月時点）と、スタンダード市場の基準400名を下回り、これもバリュエーションを低下させる要因となっている。

この点、全国証券取引所協議会及び東証は、上場株式の最低売買金額が5万円以上50万円未満となるよう要請しており、東証上場会社の95%が50万円未満となっている（2022年4月5日）。

株式流動性を向上させ、バリュエーションを高め、上場維持するために、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行うべきである。これにより、最低売買金額を引き下げ、より多くの投資家が当社株式を購入することが可能となる。

そこで、株主総会において株式分割について決議できるよう、定款を「議案の要領」のとおり変更することを提案する。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、2018年10月1日に売買単位を1,000株から100株に変更、株式併合を行い、変更前に比べ投資単位を約半分程度まで引き下げております。

また、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準400名につきましては、2021年12月に株主優待制度の導入を決定したところ、個人株主を中心に株主が増加し、議決権を持つ株主は2022年3月31日現在409名となり、基準を充たせる水準まで至っております。

提案内容の株式分割による投資単位の引き下げにより、当社の株主構成がどのように変化し、当社にどのような影響を与えるかについて慎重に見極めつつ、株式市場における今後の当社株式の動向等を総合的に判断していくことが重要であると考えております。

株式分割を含む資本政策については、業務執行に関することであり、株主総会ではなく、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが、中長期的な経営戦略を踏まえたより機動的な資本政策を可能にし、結果的に企業価値の向上に資すると考えております。

第8号議案 株式分割の件

①議案の要領

第7号議案及び第9号議案が承認可決されることを条件として、当社普通株式について、以下のとおり株式分割を行う。

- ア 分割割合 1株につき10株の割合とする
- イ 分割の基準日 本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日
- ウ 分割の効力発生日 本定時株主総会の日翌営業日から起算して、4週間後の日

②提案の理由

第7号議案に記載する理由から、株式分割を提案するものである。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第7号議案に対する取締役会の意見のとおり、株式分割につきましては、当社取締役会にて検討した結果、現時点での株式分割は不要と判断いたしました。

第9号議案 定款一部変更の件(2)

①議案の要領

第7号議案及び第8号議案が承認可決され、第8号議案における株式分割の効力が発生していることを条件として、定款第5条を以下のとおり変更する。

(発行可能株式総数)

第5条

当会社の発行可能株式総数は、9,600万株とする。

②提案の理由

第7号議案に記載の株式分割に伴い、現行定款第5条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものである。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第7号議案及び第8号議案の取締役会の意見のとおり、現時点での株式分割は不要と判断しております。そのため、定款の変更も不要と考えます。

第10号議案 定款一部変更の件(3)

①議案の要領

定款「第3章 株主総会」の章に、第12条として、以下の条文を新設し、現行定款第12条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（決議事項）

第12条

当社は、株主総会において、会社法に定める事項のほか、自己株式の消却に関する事項について決議することができる。

②提案の理由

当社は発行済株式の約14.0%に相当する438,469株の自己株式を保有している（2021年12月31日時点）。東証に上場する全約3,800社のうち、発行済株式総数に占める自己株式の割合が当社よりも高い企業はわずか207社であり、当該割合の全企業平均値はわずか約3.8%であるなど、当社の自己株式保有比率の高さは異常である。

当社がこれほどの自己株式を保有する正当な理由は存せず、当社株主はこの自己株式が再び市場に出回った場合に株式価値の希薄化というリスクを負う。

当該リスクを排除し、投資家に当社株式の真の価値を把握してもらうためには、自己株式の約90%の394,560株の自己株式を消却することが効果的であり、これは、当社企業価値を高めることに貢献するが、これによる悪影響は生じない。

そこで、株主総会において自己株式の消却について決議できるよう定款を「議案の要領」のとおりに変更することを提案する。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

自己株式の保有・消却につきましては、中長期的な資本政策検討の中で議論していく必要があると考えており、今後の経営戦略との整合性も加味しながら、将来的な大型の設備投資資金の調達やM&A等、機動的な資本政策も含め検討していく方針であります。

自己株式の消却を含む資本政策については、業務執行に関することであり、株主総会ではなく、会社法の定めに従い、取締役会で決議することが、中長期的な経営戦略を踏まえたより機動的な資本政策を可能にし、結果的に企業価値の向上に資すると考えております。

第11号議案 自己株式の消却の件

①議案の要領

第10号議案が承認可決されることを条件として、保有する自己株式394,560株を消却する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した株式数に調整（株式分割に基づく調整を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る株式数を、必要な調整を行った後の記載に読み替えるものとする。

②提案の理由

第10号議案に記載の理由から、自己株式の消却を提案するものである。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第10号議案に対する取締役会の意見のとおり、自己株式の保有・消却につきましては、取締役会にて検討した結果、現時点での自己株式消却は不要と判断いたしました。

なお、自己株式を取得した場合、その時点で会計上は自己株式が株主資本から控除されるとともに、1株当たり利益（EPS）を計算するための分母となる株式数からも控除されるため、その後の自己株式の消却の有無が自己資本利益率（ROE）や1株当たり利益（EPS）等に影響を与えることはありません。

第12号議案 剰余金の処分の件

①議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金800円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金800円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社の2022年3月期期末配当として普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2021年12月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の3週間後の日

②提案の理由

当社の現金及び現金同等物は、過去20年間増加し、パンデミックの中でも、2020年3月末から過去1年間で12%増加した。安定的な財務基盤は支持するが、貸借対照表上の資産の約7割が現金であることに合理性はない（2021年12月31日時点）。

これ程現金が多いのは、当社が株主還元を優先していないからである。過去5年間の配当性向平均は、同業他社の日本ペイントの35%、関西ペイントの38%に対し、当社は僅か14%に留まった。

現金に対するリターンは資本コストを遥かに下回るため、当社は、資産の大部分を現金で保有することでROEを低下させ、株主価値を毀損している。当社は、資本政策及び資産の約7割を現金で保有する理由を開示していない。

非効率を是正し、適切に株主還元するため、配当性向を30%とし、2022年3月期の配当金を800円にすることを提案する（配当総額は2,157百万円（2021年12月時点参照））。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えており、短期的な業績に連動させるより中長期的な安定配当を維持・継続することを前提に、業界全体の社会情勢や当社の業績などを総合的に勘案して配当金額を決定しております。

そして、株主提案においてご指摘いただいている現金及び現金同等物は、上記配当方針を考慮しながら、財務的な基盤の充実と既存事業の強化及び持続的成長のための研究開発、海外事業の展開、IT化、工場設備の新增設及び更新、人材確保などの投資に用いることを検討しております。

また、当社は、過去3年間においては、第63期及び第65期において増配を行っており、株主還元の拡充に努めております。今後も株主の皆様のご期待に応え、収益力を持続的に強化させ、長期安定的に業績に応じた配当を行ってまいります。

このような方針に基づき、第66期定時株主総会におきましては、会社提案として1株につき400円を配当するとの議案を提出させていただきました。これとは別にさらに配当を行うことは、上述の当社の方針と齟齬が生じます。

第13号議案 定款一部変更の件(4)

①議案の要領

定款第20条（取締役の任期）第1項を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②提案の理由

コーポレート・ガバナンス強化への意識の高まりを背景に、各社で取締役の任期を2年から1年に短縮する動きが出ている。2020年の東証全上場企業のうち、取締役任期が1年の企業は74%で、6年前の58%から増加した（東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2017、2021より推計）。取締役の任期が1年になることで、株主がより頻繁に意見表明できるようになり、対話と説明責任の向上が促進される。

当社のコーポレート・ガバナンスの脆弱性のひとつとして、取締役任期2年制を採用していることが挙げられる。そこで、株主がより頻繁に意見を述べるができるように、取締役の任期を現在の2年から1年に短縮することを提案する。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

取締役の任期については、会社法上2年以内とされております。最近では、剰余金配当を取締役会決議事項とするためには取締役の任期を1年にしなくてはならないため、毎年取締役の選任を株主の皆様へに信任を問う会社もあります。

しかし、当社は、剰余金配当を取締役会より株主総会でご承認いただきたいと考えております。

また、各取締役の担当職務及び人材の育成等の観点を踏まえると、ある程度中長期的な視野で取り組むことにより、取締役による業務執行の成果が上がると考えております。

経営責任、株主の皆様との対話と説明責任につきましても、役員任期にかかわらずに強く認識し、株主の皆様のご期待に資するよう励んでまいります。

第14号議案 定款一部変更の件(5)

①議案の要領

定款第18条（取締役の員数）を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

当会社の取締役は、10名以内とし、2名以上は独立社外取締役とする。

②提案の理由

コーポレートガバナンス・コードでは、取締役会の独立性の問題が頻繁に強調されており、支配株主を有する上場会社については、取締役の3分の1以上を独立社外取締役とすること、支配株主がないスタンダード市場の上場会社でも、独立社外取締役を2名以上とすることを定めている。東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2021によると、全企業の85%が独立社外取締役を2人以上選任している。

当社では支配的な株主の関与の度合いが大きく、代表取締役会長、代表取締役社長、その他取締役1名が支配的な株主の関係者であり、独立社外取締役は1名のみで構成されている。この取締役会の構成に起因して、当社の少数株主は不当な取扱いを受けるリスクにさらされている。

経営陣及び取締役に対する効果的な監督を担保し、取締役会に多様な視点をもたらすため、提案者は、当社が少なくとも2名の独立社外取締役を選任する旨を定款に定めることを提案する。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社には、独立社外取締役1名、独立社外監査役3名が在籍しております。独立社外取締役は1名ですが、行政分野での豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会においては、当該社外取締役からの客観的かつ中立的な立場での意見を踏まえた活発な議論がなされております。

また、当社の第66期（2022年3月期）役員は12名中4名が独立社外役員で構成されております。

独立社外役員4名は、当第66期（2022年3月期）開催の取締役会9回全てに出席しており、また、独立社外役員の立場からの確なご意見を頂戴しています。

このような実績からも、独立社外役員4名で十分に経営の監視及び監督は機能し、現在の体制で十分にガバナンスが機能していると考えております。

第15号議案 定款一部変更の件(6)

①議案の要領

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第43条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 温室効果ガス排出量の開示

（温室効果ガス排出量の開示）

第43条

当社は、毎年、当会社のスコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出量を開示する。

②提案の理由

コーポレートガバナンス・コードは、基本原則2の考え方において、「サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である」としている。同業他社である日本ペイントや関西ペイントが、サステナビリティ課題に取り組み、透明性のある情報開示を行っている一方、当社はサステナビリティに関する基本方針の策定、環境改善のための目標の設定を怠っている。

温室効果ガス（以下「GHG」）削減のための世界的な協働の一環、また2050年までにGHG排出を実質ゼロにするという日本独自の目標の一環として、企業が環境への影響を認識し管理することは極めて重要である。

当社は、完全かつ包括的なサステナビリティ・ポリシーを策定する必要があるが、ステークホルダーへの説明責任を果たすための第一歩として、GHGプロトコルに則り、スコープ1及び2のGHG排出量を開示することを提案する。

◇取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

当社は、脱炭素（2050年カーボンニュートラル、2030年温室効果ガスの46%削減等）を重要な課題と認識しております。

また、このようなサステナビリティをめぐる課題を事業創出の機会と捉えて、「環境性向上」「資産価値の向上」「省力化」「快適」「健康」「安全」「安心」をテーマに、高付加価値製品及び新工法の開発により社会に貢献してまいりたいと考えております。

温室効果ガス排出量の開示という気候変動問題に関する個別のテーマを定款に定めることは、会社方針の機動的な変更及びその速やかな実行の制約となる可能性があり適切ではないと考えております。また、当社の多岐にわたる経営課題のうち、気候変動問題にのみ焦点を合わせた内容を定款に組み入れることは、経営戦略の全体的なバランスを損ね、その効果的な実行に制約を加え、ひいては会社の企業価値の毀損につながる可能性もあります。

従いまして、定款への記載によるものではなく、株主の皆様から信任を受けた取締役が、その責務を果たすうえで、社会情勢をはじめとする各種状況の変化に応じた形で機動的に実行すべき事項と考えております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及によって経済活動正常化の動きも見られましたが、新たな変異株による感染が急速に拡大したことに加え、世界的な原油価格の高騰、ロシア・ウクライナ情勢、サプライチェーンの停滞などによる資源価格の上昇等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

建築塗料業界におきましては、新型コロナウイルス感染症による営業の自粛が緩和され、感染症対策も進み、戸建や集合住宅など民間の改装需要が持ち直してきました。しかし、慢性的な人材不足による現場技術者及び現場作業員の確保と育成が大きな課題であり、建築費・人件費の高騰等厳しい市場環境が続いております。

このような状況下、当社グループは、原価の低減と経費削減に努めるとともに、引き続き、新築市場だけではなく膨大なストックを有するリニューアル市場において、当社の技術革新による製品、超耐久・超低汚染塗料、都市グリーン化推進や地球温暖化現象に対応した省エネタイプの遮熱塗料、新型省力化建材、オリジナルの高意匠性塗材や耐火被覆材・断熱材等の拡販に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、882億82百万円となりました。利益面におきましては、経費削減等を行い、営業利益は、104億2百万円（前期比4.6%増）、経常利益は、為替変動の影響等により、129億28百万円（同17.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、88億33百万円（同25.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、売上高については、前期比（%）及び増減額を記載しておりません。営業利益以下の利益については、当該会計基準等を適用したことによる数値の影響がありませんので、前期比（%）を記載しております。

事業区分別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	第 65 期 (2021年3月期)		第 66 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
建 築 仕 上 塗 材 事 業	76,003	89.2%	79,810	90.4%	—	—%
耐 火 断 熱 材 事 業	7,493	8.8	6,531	7.4	—	—
そ の 他 の 事 業	1,676	2.0	1,940	2.2	—	—
合 計	85,174	100.0	88,282	100.0	—	—

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3億44百万円であります。

その主なものは、建築仕上塗材事業における生産設備の増強並びに維持補修によるものであります。

所要資金は全額自己資金をもって充當いたしました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 63 期 2019年3月期	第 64 期 2020年3月期	第 65 期 2021年3月期	第 66 期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	95,069	96,028	85,174	88,282
経 常 利 益 (百万円)	11,650	10,964	10,985	12,928
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	7,781	7,544	7,046	8,833
1株当たり当期純利益(円)	2,885.93	2,798.10	2,613.38	3,276.01
総 資 産 (百万円)	132,817	139,083	144,628	157,468
純 資 産 (百万円)	109,945	116,319	122,220	131,643
1株当たり純資産額(円)	40,774.80	43,139.84	45,328.61	48,823.50

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数により算出しております。

2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第63期(2019年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
SKK(S)PTE.LTD.	6,000千S \$	100.0%	建築仕上塗材事業 ・その他の事業
SK KAKEN(M)SDN.BHD.	1,000千M \$	100.0	建築仕上塗材事業 ・その他の事業
SKK CHEMICAL(M)SDN.BHD.	28,000千M \$	100.0	建築仕上塗材事業 ・その他の事業
SK COATINGS SDN.BHD.	150千M \$	100.0	建築仕上塗材事業
SKK(H'K)CO.,LTD.	22,130千HK \$	100.0	建築仕上塗材事業
SIKOKUKAKEN(SHANGHAI)CO.,LTD.	10,000千US \$	100.0	建築仕上塗材事業 ・耐火断熱材事業
SK KAKEN(THAILAND)CO.,LTD.	27,000千BAHT	100.0	建築仕上塗材事業
H.K.SHIKOKU CO.,LTD.	90,225千HK \$	100.0	建築仕上塗材事業
SKK CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.	250,000千BAHT	100.0	建築仕上塗材事業
PT SKK KAKEN INDONESIA	12,000千US \$	100.0	建築仕上塗材事業
PT SKK KAKEN KONSTRUKSI	22,000,000千IDR	100.0	建築仕上塗材事業
PT SKK KAKEN DISTRIBUSI	11,000,000千IDR	100.0	建築仕上塗材事業

(注) 当社の議決権比率には間接所有割合を含んでおります。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の継続や、原油価格の高騰、ロシア・ウクライナ情勢の影響、金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分留意する必要があり、当面の間は不透明な状況が続くと見込まれます。

こうした経済情勢の中、建築塗料業界におきましては、都市部や首都圏を中心とした再開発の需要が見込まれますが、一方、物流コストや原材料価格の高騰など経営環境へのリスクも多く、依然としてとても厳しい環境が続いております。

このような状況下、当社はプレミアムシリーズなどの高級製品による需要の底上げ、耐火断熱や高耐候性・高意匠性の製品などを提案して既存取引先の深耕と新規開拓を推進して、常に、「無から有」をモットーに、「環境性向上」「資産価値の向上」「省力化」「快適」「健康」「安全」「安心」をキーワードとして、需要開発に努めるとともに、経営理念や社是・社訓に基づいた事業活動を進めております。そして、コーポレートガバナンス体制を重視した社内組織体制の一層の充実を図り、より一段と国内外の新市場の開発に尽力し、持続可能な新技術革新、新製品の開発を通じて会社業績向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

建築仕上塗材事業……有機無機水系塗材、合成樹脂塗料、無機質系塗材、無機質建材の製造販売及び特殊仕上工事の請負

耐火断熱材事業……断熱材、耐火被覆材、耐火塗料の製造販売及び耐火断熱工事の請負

その他の事業……各種化成品、洗浄剤等の製造販売

(7) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

本社	大阪府茨木市
支社	東京（東京都新宿区）
支店	大阪（大阪府茨木市）、東京（東京都新宿区）、福岡（福岡市東区）、名古屋（名古屋市中区）、札幌（札幌市東区）、仙台（仙台市宮城野区）、千葉（千葉市稲毛区）、埼玉（さいたま市見沼区）、横浜（横浜市戸塚区）、広島（広島市佐伯区）、神戸（神戸市兵庫区）、京都（京都市伏見区）、高松（香川県高松市）
工場	大阪（大阪府茨木市）、神奈川（神奈川県座間市）、九州（福岡県嘉穂郡桂川町）、大和（奈良県大和郡大和町）、茨城（茨城県常総市）、名古屋（愛知県半田市）、兵庫（兵庫県加東市）、埼玉（埼玉県加須市）
研究所	第一技術研究所（大阪府茨木市）、第二技術研究所（大阪府茨木市）
研修センター	S K Kグローバルセンター（大阪府茨木市）

② 子会社

SKK(S)PTE.LTD.	シンガポール
SK KAKEN(M)SDN.BHD.	マレーシア
SKK CHEMICAL (M)SDN.BHD.	マレーシア
SK COATINGS SDN.BHD.	マレーシア
SKK(H'K)CO.,LTD.	香港
SIKOKUKAKEN(SHANGHAI)CO.,LTD.	中国 上海
SK KAKEN(THAILAND)CO.,LTD.	タイ
H.K.SHIKOKU CO.,LTD.	香港
SKK CHEMICAL (THAILAND)CO.,LTD.	タイ
PT SKK KAKEN INDONESIA	インドネシア
PT SKK KAKEN KONSTRUKSI	インドネシア
PT SKK KAKEN DISTRIBUSI	インドネシア

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,184名	3名増

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,552名	17名増	41.0歳	13.1年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,000百万円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	1,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,000

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 9,600,000株
- ② 発行済株式の総数 3,134,777株
- ③ 株主数 448名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
四 国 興 産 有 限 会 社	830	30.7
ノーザントラストカンパニー エイブイ エフシー リフィデリティファンズ	134	4.9
ジェーピーモルガンチェースバンク385632	118	4.3
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	111	4.1
M S C O カ ス タ マ ー セ キ ュ リ テ ィ ー ズ	100	3.7
藤 井 實	93	3.4
藤 井 実 広	93	3.4
藤 井 訓 広	93	3.4
ジェーピーモルガンチェースバンク380055	89	3.3
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	82	3.0

- (注) 1. 当社は、自己株式を438,469株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤 井 實	SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役 H.K. SHIKOKU CO., LTD. 取締役 PT SKK KAKEN INDONESIA 取締役
代表取締役社長	藤 井 実 広	SKK (S) PTE. LTD. 代表取締役 SKK (H'K) CO., LTD. 代表取締役 SK KAKEN (M) SDN. BHD. 代表取締役 SKK CHEMICAL (M) SDN. BHD. 代表取締役 SK COATINGS SDN. BHD. 代表取締役 H.K. SHIKOKU CO., LTD. 代表取締役 SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 取締役
専務取締役	坂 本 雅 英	SKK CHEMICAL (THAILAND) CO., LTD. 取締役 SIKOKUKAKEN (SHANGHAI) CO., LTD. 監査役
取 締 役	藤 井 訓 広	総務部長兼人事部長
取 締 役	福 岡 透	東京支社長
取 締 役	伊 藤 義 之	購買部長
取 締 役	長 澤 啓 三	
取 締 役	竹 内 正 博	経理部長
取 締 役	片 岡 秀 人	事業本部長
常 勤 監 査 役	本 竜 坦 道	
監 査 役	古 越 浩 二	
監 査 役	濱 名 正 二	

- (注) 1. 取締役長澤啓三氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役本竜坦道氏、監査役古越浩二氏及び監査役濱名正二氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役長澤啓三氏、監査役本竜坦道氏、監査役古越浩二氏及び監査役濱名正二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合等には、填補の対象としないこととしております。

④ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績連動報酬と退職慰労金を含む基本報酬とで構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

b. 基本報酬に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬と退職慰労金とする。固定報酬は、役位、職責、在任年数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、役職別基本給に役職別在任年数及び係数を乗じた金額の合計に在任中の功績などを勘案して相当額の範囲内で算定する。

c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、中長期的な企業価値の向上及び当社グループの業績向上への取締役の意識を高めるために、会社業績及び個人目標の達成度等を指標として総合的に勘案して決定した額を賞与として毎年一定の時期に配分する。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会決議により代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内で決定することとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	201 (5)	120 (4)	80 (0)	－ (－)	9 (1)
監査役 (うち社外監査役)	8 (8)	6 (6)	1 (1)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	209 (13)	127 (11)	82 (2)	－ (－)	12 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、1991年3月15日開催の臨時株主総会において年額270百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、1991年3月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。
4. 業績連動報酬にかかる会社業績の目標及び実績は、売上高の目標860億円、実績882億82百万円、営業利益率の目標12.0%、実績11.8%等であります。当該指標を選択した理由は、業績向上への取締役の意識を高めるために適していると判断しているからであります。業績連動報酬は、会社業績及び個人目標の達成度等を指標として総合的に勘案して決定しております。
5. 上記の基本報酬には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。
- ・ 取締役9名 24百万円（うち社外取締役1名 0百万円）
 - ・ 監査役3名 0百万円（うち社外監査役3名 0百万円）
6. 取締役会は、代表取締役社長の藤井実広氏に、取締役の個人別の報酬等の額の決定を委任しております。代表取締役社長の藤井実広氏は、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内で決定しております。委任した理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 長澤 啓三	当事業年度に開催された取締役会9回全てに出席いたしました。取締役会において、行政分野での幅広い見識と長年の豊富な経験をもとに、客観的かつ中立的な視点から適宜発言を行っております。また、社長や監査法人と定期的に意見交換を行うとともに、社外監査役や内部監査室とも日常的に情報・意見交換を行い、当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
監査役 本竜 坦道	当事業年度に開催された取締役会9回全て、監査役会5回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、金融分野での専門家及び監査役としての高度な見識と長年の豊富な経験から、適宜発言を行っております。
監査役 古越 浩二	当事業年度に開催された取締役会9回全て、監査役会5回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、取締役として経営に携わった経験及び金融分野での豊富な見識と長年の幅広い経験から、適宜発言を行っております。
監査役 濱名 正二	当事業年度に開催された取締役会9回全て、監査役会5回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、金融分野での豊富な見識と長年の幅広い経験から、適宜発言を行っております。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針について、次のとおり決議しております。

なお、内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、内部統制システムの運用上見いだされた問題点等の是正・改善状況及び必要に応じて講じられた再発防止策への取組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係るマニュアルを整備し、当社グループ（当社及び当社の子会社。以下、同じ）の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

当社グループの役職員は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には遅滞なく取締役会及び監査役に報告するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社グループの損失の危険の管理については、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。

ロ. 組織横断的に管理するリスク管理規程を定め、これに従い全体のリスク管理を行うものとする。

ハ. 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

- ⑤ 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ各社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき当社への事前協議・報告によるグループ各社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
 - ロ. グループ各社は当社からの経営管理、経営指導内容に法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には遅滞なく当社の取締役会及び監査役に報告するものとする。
なお、前記報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底するものとする。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- 現在、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、必要な場合には監査役業務補助のため監査役スタッフを置くことができるものとする。また、当該スタッフは専ら監査役の指揮命令に従わなければならないこととする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会に出席し取締役からその職務執行について報告を受けるものとする。また、監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - ロ. 監査役は、社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することにより、監査の実効性を確保できるものとする。
- ハ. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に重大な影響を与える事実が発生した場合、あるいは予測される場合は、速やかに監査役に報告を行うものとする。
- ニ. 当社は、監査役がその職務執行について支出した費用は、当該費用が監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
 - ロ. 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	137,200	流 動 負 債	21,991
現金及び預金	106,717	支払手形及び買掛金	7,381
受取手形及び売掛金	16,837	短期借入金	3,110
電子記録債権	2,022	未払金	5,490
有価証券	3,671	未払法人税等	2,513
商品及び製品	1,925	賞与引当金	1,580
仕掛品	1,082	役員賞与引当金	82
未成工事支出金	195	製品保証引当金	108
原材料及び貯蔵品	4,054	その他	1,723
その他	727	固 定 負 債	3,833
貸倒引当金	△33	繰延税金負債	87
固 定 資 産	20,267	役員退職慰労引当金	1,232
有 形 固 定 資 産	12,884	退職給付に係る負債	151
建物及び構築物	3,664	その他	2,362
機械装置及び運搬具	190	負 債 合 計	25,825
土地	8,213	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	13	株 主 資 本	130,021
その他	802	資本金	2,662
無 形 固 定 資 産	751	資本剰余金	3,137
投資その他の資産	6,632	利益剰余金	133,740
投資有価証券	3,017	自己株式	△9,518
繰延税金資産	64	その他の包括利益累計額	1,621
退職給付に係る資産	1,338	その他有価証券評価差額金	2
その他	2,328	為替換算調整勘定	1,579
貸倒引当金	△117	退職給付に係る調整累計額	39
資 産 合 計	157,468	純 資 産 合 計	131,643
		負 債 純 資 産 合 計	157,468

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	88,282
売上原価	61,362
売上総利益	26,919
販売費及び一般管理費	16,517
営業利益	10,402
営業外収益	
受取利息	211
受取配当金	0
為替差益	2,163
為替換算調整勘定取崩益	23
その他	163
合計	2,562
営業外費用	
支払利息	24
その他	12
合計	37
経常利益	12,928
税金等調整前当期純利益	12,928
法人税、住民税及び事業税	4,098
法人税等調整額	△3
当期純利益	8,833
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	8,833

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自 己 株 式	株主資 本合計	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	2,662	3,137	125,985	△9,517	122,267	0	△44	△3	△47	122,220
当連結会計年度変動額										
剰 余 金 の 配 当			△1,078		△1,078					△1,078
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,833		8,833					8,833
自己株式の取得				△0	△0					△0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純 額)						1	1,623	43	1,668	1,668
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 合 計	-	-	7,754	△0	7,753	1	1,623	43	1,668	9,422
当連結会計年度末残高	2,662	3,137	133,740	△9,518	130,021	2	1,579	39	1,621	131,643

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数……………16社
- ・連結の範囲の変更……………SKK KAKEN(KOREA)CO.,LTD.は2021年8月31日付で清算終了したため、清算後の期間については連結の範囲から除外しております。
- ・主要な連結子会社の名称……………SKK(S)PTE.LTD.、SK KAKEN(M)SDN.BHD.、SKK CHEMICAL(M)SDN.BHD.、SK COATINGS SDN.BHD.、SKK(H'K)CO.,LTD.、SIKOKUKAKEN(SHANGHAI)CO.,LTD.、SK KAKEN(THAILAND)CO.,LTD.、H.K.SHIKOKU CO.,LTD.、SKK CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD.、PT SKK KAKEN INDONESIA、PT SKK KAKEN KONSTRUKSI、PT SKK KAKEN DISTRIBUSI
- ・非連結子会社の名称……………該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち在外連結子会社の事業年度の末日は12月31日となっております。

連結計算書類の作成にあたっては各社の事業年度の末日の計算書類を使用し、連結会計年度との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)
- ・市場価格のない株式等……………総平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・商品、製品、原材料、……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品、貯蔵品
- ・未成工事支出金……………個別法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 31～38年 |
| 機械装置及び運搬具 | 8～9年 |
- ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金……………当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。
- ニ. 製品保証引当金……………製品のアフターサービスまたはクレームに備えるため、過去の実績比率に基づき当連結会計年度の必要見込額を計上しております。
- ホ. 役員退職慰労引当金……………当社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当連結会計年度末必要額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法……………当社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは主に建築仕上塗材及び耐火断熱材の製造、販売を行っております。当該製品の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しておりますが、国内での販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足される場合には、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りは、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられるため、契約上の総出来高に対する実際出来高の割合（アウトプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務が充足されると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は概ね3ヶ月以内であるため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、当該対価の総額から第三者に対する支払額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

売上リポート等の顧客に支払われる対価について、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、顧客に支払われる対価のうち、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるもの以外については、取引価格からその対価を減額して収益を認識する方法に変更しております。

工事契約に関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は4,442百万円減少し、売上原価は3,788百万円減少し、販売費及び一般管理費は653百万円減少しております。なお、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 1,172百万円(相殺前)

②その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 —

②その他の情報

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額等に基づき、減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フロー等について一定の仮定を設定しており、この仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 13,431百万円

(2) 保証債務

当社得意先の三井物産ケミカル(株)に対し、当社特約店債権の回収不能について、351百万円の債務保証を行っております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,134千株	－千株	－千株	3,134千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	438千株	0千株	－千株	438千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年6月29日開催の第65期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,078百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 400円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2022年6月29日開催予定の第66期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 1,078百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 400円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては主として流動性が高い短期金融資産にて行っております。

デリバティブ取引は、主に外貨建債権債務に関する為替予約取引であり、将来の著しい為替の変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は為替リスクに晒されておりますが、必要に応じて為替予約取引を行い、リスクを回避しております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、経常的な運転資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、事業本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに与信残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社につきましては、当社国際事業本部にて同様の管理を行っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動リスクに対して必要に応じて為替予約取引を利用してヘッジしております。

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社グループの借入金は経常的な運転資金の調達で短期間で決済されるため、支払金利の変動リスクは僅少であります。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、事業計画等に基づき、経理部にて資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により流動性リスクを管理しております。連結子会社につきましても同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券			
有 価 証 券	3,671	3,639	△31
投 資 有 価 証 券	3,015	3,007	△8

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	12	-	-	12

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	－	3,639	－	3,639
投資有価証券	－	2,994	－	2,994

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券

公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

上場有価証券は、相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。上場有価証券以外は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	建築仕上塗材	耐火断熱材	計		
売上高					
日本	68,569	6,406	74,976	1,939	76,916
アジア	11,241	124	11,365	0	11,365
顧客との契約から生じる収益	79,810	6,531	86,341	1,940	88,282
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	79,810	6,531	86,341	1,940	88,282

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、各種化成品、洗浄剤等の事業を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 「(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、履行義務を充足した時点で収益に振り替えております。なお、契約負債は連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	18,860 百万円
契約負債	85

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

また、当初に予想される契約期間が1年を超える取引に重要性がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 48,823.50円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3,276.01円 |

9. 資産除去債務に関する注記

建物等の賃借契約における原状回復義務等において、当該賃借物件の敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度に属する金額を費用計上しております。

10. その他の注記

新型コロナウイルス感染症は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。そのため、当社は、変異ウイルスによる同感染症の再拡大の状況等外部の情報等を踏まえて、今後1年程度にわたり当該影響が継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。

同感染症が収束せず、当該影響が長期間継続することとなった場合には、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に影響を与え、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。また同様に、将来の課税所得の見積りにも影響を与え、繰延税金資産の計上についても見直しを行う可能性があります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	120,285	流動負債	20,136
現金及び預金	93,938	支払手形	1,515
受取手形	3,969	買掛金	5,447
電子記録債権	2,022	短期借入金	3,000
売掛金	11,144	未払金	4,677
有価証券	3,671	未払費用	758
商品及び製品	1,456	未払法人税等	2,491
仕掛品	1,067	未払消費税等	401
未成工事支出金	195	賞与引当金	1,526
原材料及び貯蔵品	2,581	役員賞与引当金	82
その他	475	製品保証引当金	101
貸倒引当金	△237	その他	133
固定資産	24,468	固定負債	3,078
有形固定資産	10,968	退職給付引当金	127
建物	2,811	役員退職慰労引当金	1,232
構築物	180	その他	1,718
機械及び装置	108		
車両運搬具	10	負債合計	23,214
工具器具及び備品	40	(純資産の部)	
土地	7,803	株主資本	121,536
建設仮勘定	13	資本金	2,662
無形固定資産	75	資本剰余金	3,137
ソフトウェア	59	資本準備金	210
その他	15	その他資本剰余金	2,926
投資その他の資産	13,424	利益剰余金	125,255
投資有価証券	3,017	利益準備金	455
関係会社株式	3,658	その他利益剰余金	124,800
長期貸付金	2,290	固定資産圧縮積立金	13
繰延税金資産	1,892	別途積立金	114,050
差入保証金	830	繰越利益剰余金	10,736
その他	2,489	自己株式	△9,518
貸倒引当金	△299	評価・換算差額等	2
投資損失引当金	△454	その他有価証券評価差額金	2
資産合計	144,754	純資産合計	121,539
		負債純資産合計	144,754

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		77,993
売 上 原 価		54,189
売 上 総 利 益		23,804
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,785
営 業 利 益		10,019
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,076	
為 替 差 益	2,162	
そ の 他	136	3,375
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	3	
そ の 他	9	21
経 常 利 益		13,373
税 引 前 当 期 純 利 益		13,373
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,943	
法 人 税 等 調 整 額	△16	3,926
当 期 純 利 益		9,447

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	その 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計	
					固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,662	3,137	-	3,137	455	15	107,050	9,366	116,886	
当 期 変 動 額										
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△1		1	-	
資 本 準 備 金 の 取 崩		△2,926	2,926	-						
別 途 積 立 金 の 積 立							7,000	△7,000	-	
剰 余 金 の 配 当								△1,078	△1,078	
当 期 純 利 益								9,447	9,447	
自 己 株 式 の 取 得										
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	△2,926	2,926	-	-	△1	7,000	1,370	8,368	
当 期 末 残 高	2,662	210	2,926	3,137	455	13	114,050	10,736	125,255	

	株 主 資 本		評価・換算 差額等 の有価 証券 額	純 資 産 計
	自己資本	株主資本 合計		
当 期 首 残 高	△9,517	113,168	0	113,169
当 期 変 動 額				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-		-
資 本 準 備 金 の 取 崩		-		-
別 途 積 立 金 の 積 立		-		-
剰 余 金 の 配 当		△1,078		△1,078
当 期 純 利 益		9,447		9,447
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			1	1
当 期 変 動 額 合 計	△0	8,367	1	8,369
当 期 末 残 高	△9,518	121,536	2	121,539

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式……………総平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの……時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)
 - ・ 市場価格のない株式等……………総平均法による原価法を採用しております。
- ③ 棚卸資産
 - ・ 商品、製品、原材料、仕掛品、……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・ 未成工事支出金……………個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 31～38年
機械装置及び運搬具 8～9年
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

- ④ 製品保証引当金……………製品のアフターサービスまたはクレームに備えるため、過去の実績比率に基づき、当事業年度の必要見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規による当事業年度末必要額を計上しております。
- ⑦ 投資損失引当金……………子会社への投資に係る損失に備えるため、財政状態の実情を勘案して必要額を引当計上しております。

(4) 収益及び費用の計上方法

当社は主に建築仕上塗材及び耐火断熱材の製造、販売を行っております。当該製品の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得した時点で収益を認識しておりますが、国内での販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足される場合には、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りは、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると考えられるため、契約上の総出来高に対する実際出来高の割合（アウトプット法）で算出しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務が充足されると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は概ね３ヶ月以内であるため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、当該対価の総額から第三者に対する支払額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

売上リベート等の顧客に支払われる対価について、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、顧客に支払われる対価のうち、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるもの以外については、取引価格からその対価を減額して収益を認識する方法に変更しております。

工事契約に関して、従来は工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は4,229百万円減少し、売上原価は3,701百万円減少し、販売費及び一般管理費は528百万円減少しております。なお、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 2,247百万円（相殺前）
②その他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

(2) 固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 —
②その他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,369百万円

(2) 保証債務

当社得意先の三井物産ケミカル㈱に対し、当社特約店債権の回収不能について、351百万円の債務保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 784百万円
② 長期金銭債権 2,290百万円
③ 短期金銭債務 66百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 1,624百万円
② 仕入高 615百万円
③ 販売費及び一般管理費 17百万円
④ 営業取引以外の取引高 1,035百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	438千株	0千株	—千株	438千株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	金	額
繰延税金資産		
未払事業税		128
貸倒引当金		164
賞与引当金		467
賞与引当金に対する社会保険料		72
役員退職慰労引当金		377
投資損失引当金		138
関係会社株式評価損		836
減損損失		0
その他		62
繰延税金資産計		2,247
繰延税金負債		
前払年金費用、退職給付引当金		△345
固定資産圧縮積立金		△8
その他		△1
繰延税金負債計		△355
繰延税金資産の純額		1,892

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) ファイナンス・リース取引（借主側）

該当事項はありません。

- (2) オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	50百万円
1年超	－百万円
合計	50百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	SKK CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)	—	長期貸付金	1,380
				利息の受取 (注)	18	流動資産 その他	148

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 45,076.18円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3,503.83円 |

12. 資産除去債務に関する注記

建物等の賃借契約における原状回復義務等において、当該賃借物件の敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度に属する金額を費用計上しております。

13. その他の注記

新型コロナウイルス感染症は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。そのため、当社は、変異ウイルスによる同感染症の再拡大の状況等外部の情報等を踏まえて、今後1年程度にわたり当該影響が継続すると仮定し、会計上の見積りを行っております。

同感染症が収束せず、当該影響が長期間継続することとなった場合には、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に影響を与え、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。また同様に、将来の課税所得の見積りにも影響を与え、繰延税金資産の計上についても見直しを行う可能性があります。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

エスケー化研株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 松本 勝幸
業務執行社員
代表社員 公認会計士 中須賀 高典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスケー化研株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスケー化研株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

エスケー化研株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 松本 勝幸
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中須賀 高典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスケー化研株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

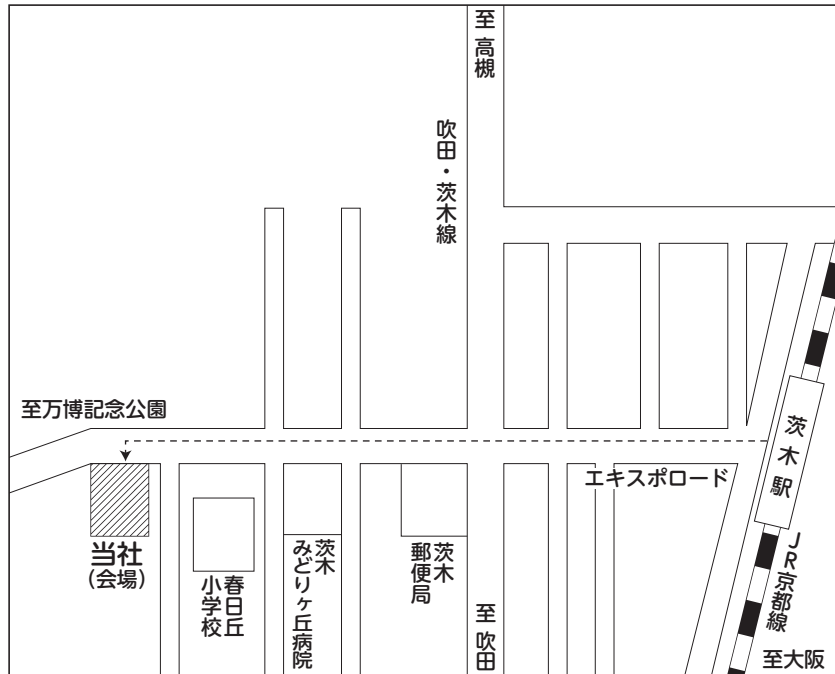
エスケー化研株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	本	竜	坦	道	Ⓔ
監査役 (社外監査役)	古	越	浩	二	Ⓔ
監査役 (社外監査役)	濱	名	正	二	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

大阪府茨木市中穂積三丁目5番25号 当社本社会議室
電 話 072 (621) 7720 (代表)



《交通》 JR京都線（東海道本線） 茨木駅下車、西口へ出て徒歩約10分。